

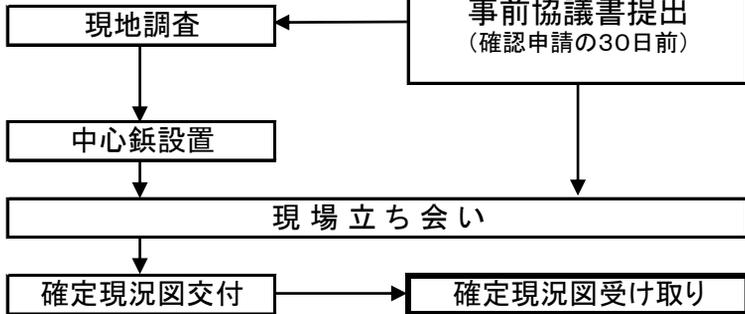
●【豊島区】狭あい道路拡幅整備事業の一般的な流れ

申請書類には押印が必要です
(個人の場合は認印、法人の場合は代表者印等)

1. 狭あい道路拡幅整備事前協議書
2. 案内図
3. 現況平面図 ※A3用紙にて2部提出
(測量を行っている場合はトラバー点、敷地各点の座標値を記載)
4. 委任状
5. 公図及び土地登記簿等
(インターネット取得、コピーでも構いません)
6. 道路整備承諾書
(位置出しのみの場合は不要)
7. 道路敷地無償使用承諾書 ※公道の場合
(位置出しのみの場合は不要)
8. 狭あい道路拡幅整備(自主整備)要件について
※建築主が中小企業で敷地500㎡未満の場合
(位置出しのみの場合は不要)

確認申請前の事前協議
(中心線判定)
道路調査グループ
03-3981-0562

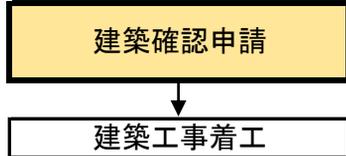
建築主等(申請者)



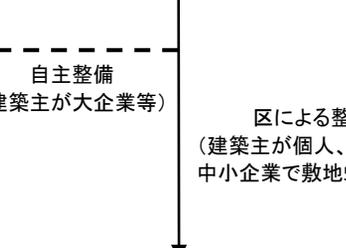
申請書式のダウンロードはこちら
(豊島区公式ホームページ)
https://www.city.toshima.lg.jp/313/machi_zukuri/sumai/kekaku/tateru/005519.html

豊島区 狭あい道路

(自主整備の場合)
1. 狭あい道路整備グループ担当者と事前打ち合わせ(本庁舎6階9-1窓口)
2. 狭あい道路整備グループに連絡し、現地立ち会い
3. 書類(自主整備計画書等)を後退整備工事施工の3週間前までに提出
※施工の際は狭あい道路整備グループ担当者の指示に従ってください

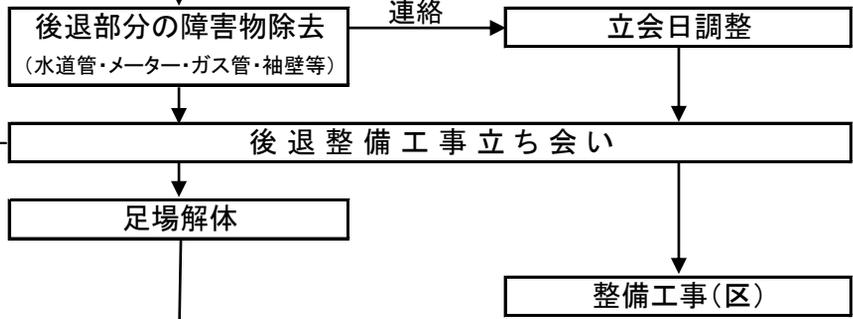


(私道の場合)
後退整備に関わる部分について所有者全員の道路整備承諾書を後退整備工事着手の一週間前までに提出



後退整備工事前の立会の連絡時期
1. 外部足場等仮設物の撤去時期が分かった時点
2. 外構工事開始の概ね2か月前
3. 後退整備工事の時期が分かった時点

後退整備工事
(セットバック工事)
狭あい道路整備グループ
03-3981-0673



後退整備工事の時期
1. 原則として外構工事の前
2. 工事立会時に工程を調整

助成金等調査

助成金等申請書

1. 個人の建築主に限る
2. 後退整備工事等から1年以内に返送

助成金等振り込み

庶務グループ
03-4566-2657

助成金申請書・口座振込依頼書ほか提出

助成金等受け取り

後退図受け取り

非課税申告書署名捺印
(土地所有者)



豊島区PRキャラクター なとしまる なまるとしまる

測量・後退図作成

非課税申告代行

豊島都税事務所